

令和2年12月14日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

- 1 県の宿泊療養施設における入所者の死亡について..... 1
- 2 横浜 I R の「実施方針（案）」について..... 3

1 県の宿泊療養施設における入所者の死亡について

県が運営する新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設において、療養中の方が亡くなりました。

お亡くなりになられた方に哀悼を表するとともに、ご遺族に心よりお悔やみ申し上げます。

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症により県の宿泊療養施設において療養中の入所者（50歳代、男性）が、12月11日（金）に心肺停止の状態となり、医療機関に救急搬送したが、同日死亡が確認された。

ア 経緯

12月8日 陽性判明

12月9日 宿泊療養施設に入所

現地看護師が入所時の問診（内線電話）を実施。

体温 37.8℃、血中酸素飽和度（SpO2）が 89%だったため、再度 SpO2 の測定を依頼したところ、「表示が不安定だが、98%と表示された」と回答。緊急時はコロナ 119 へ連絡するよう案内。

12月11日

8:04 LINEによる健康観察に回答あり。体温 37.8℃、SpO2 が 86%、頭痛とだるさあり、咳と息苦しさはなし。

9:35 現地看護師から内線・携帯に電話。携帯はつながるも切電される。

9:43 療養者と会話ができないため、現地看護師から県庁の医療危機対策本部室保健師へ、療養者への連絡を依頼。

9:47 県庁の医療危機対策本部室保健師から療養者へ架電。携帯はつながるも切電される。その後2回架電するが応答なし。

10:17 療養者から療養サポート窓口へ架電があったため、医療危機対策本部室保健師から折り返し架電。

「息苦しきの自覚はなく食事水分はとれている。寝すぎによる腰痛や頭痛がある」との報告を受ける。保健師から SpO2 測定方法を指導し、体調悪化時はコロナ 119 へ架電するよう案内。

16:03 15時のLINEに回答がないことから、現地看護師が内線へ架電するが応答せず。携帯に架電し、つながったが切電される。

17:30 療養者が夕食を取りに部屋の外に出ているかどうかを確認できないため、その後、19時台にかけて廊下のカメラの映像を確認。

- 17:39 現地職員が携帯に架電するが応答なし。
- 18時 現地県職員が医療危機対策本部室保健師に、昼間の様子について状況を確認。
- 18:39 現地看護師が内線で1回、携帯に2回架電するが応答なし。
- 19:30 現地県職員が入室を決定。
現地看護師が内線に電話するが応答なし。
- 19:57 現地看護師1名と現地スタッフ1名が入室し、ベッドの上に仰向けで布団に入った状態で心肺停止になっていることを発見。
心臓マッサージを開始。
- 19:59 救急車を要請。
- 20:00 現地県職員から医療危機対策本部室搬送調整班に連絡。
- 20:19 救急車が現地到着。
- 20:32 救急車が出発。
- 20:42 救急車が病院に到着。
- 21:02 病院において死亡を確認。

イ 死因

新型コロナウイルス感染症による急性気管支肺炎

(2) 現時点での検証及び当面の対応

ア 検証

- 健康観察を行うための指標のひとつである SpO₂ を計測するパルスオキシメーターは、測定方法によって安定した値を得られないことがあり、今回の療養者についても、表示が不安定で、低値となったり標準値を示すことがあったため、SpO₂ の低い状態が検知されていたにもかかわらず、経過観察としていた。
- 療養者と連絡がつかなくなったと考えられる時点から、入室を行うまでに約4時間が経過した。

イ 当面の対応

- SpO₂ については、93%以下又は元の値から2%以上下回った場合は再度計測をしてもらい、改善が見られないときは直ちに医師に報告し、医師が直接、患者から体調を確認する。
- 入所者の安否確認については、定時の健康観察に加え、朝夕は直接内線電話をかけるなど、安否確認の回数を増やすとともに、安否が確認できない宿泊療養者については、速やかに訪室し、状況確認を行う。

(3) 今後の対応

引き続き検証を行うとともに、宿泊施設や自宅での療養における安全性をさらに高められるよう、早急に検討を進める。

2 横浜 I Rの「実施方針（案）」について

横浜市（以下「市」という。）は、I R誘致に向けた検討を進めており、12月11日（金）の横浜市議会常任委員会において、県及び公安委員会との協議等が必要とされる「実施方針（案）」（別紙参照）について報告した。

(1) 実施方針の位置付け

「実施方針」は、市が、特定複合観光施設区域整備法に基づき策定するもので、I Rの方向性や考え方、施設、機能などに関する事項と、民間事業者の公募・選定に関する事項を記載するもの。

市は、「実施方針」の策定に当たり、県及び公安委員会と協議の上、それぞれが実施する施策及び措置に係る事項について、あらかじめ同意を得なければならないこととされている。

(2) 市の取組状況

ア 最近の動向

令和2年3月12日 令和2年6月の公表に向け、市議会常任委員会に、「実施方針（案）の骨子」を報告

※ 上記を受けて、県は、県議会関係常任委員会に、「実施方針(案)の骨子」を報告(3月18日)

4月15日 「実施方針」の公表予定時期を、8月に延期

8月19日 「実施方針」の公表予定時期を再延期

11月17日 「横浜イノベーション I R協議会」を設置・開催

12月11日 市議会常任委員会に、「実施方針（案）」を報告

イ 市が想定する今後のスケジュール

令和2年12月～

「実施方針（案）」に係る県及び公安委員会等との協議

「実施方針」の公表

I R事業者の公募・選定

令和3年10月～令和4年4月末

「区域整備計画」の作成・認定申請

2020年代後半

横浜での I R 開業

(3) 「実施方針（案）」の概要

ア 構成

- 第1 はじめに
- 第2 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項
- 第3 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項
- 第4 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項
- 第5 設置運営事業を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 第6 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項
- 第7 カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項
- 第8 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項
- 第9 その他事業の実施に関し必要な事項

イ 県の同意対象となる施策等

上記ア第8のうち、次の施策等については、県の同意対象となる。

- (ア) 県が実施するギャンブル等依存症対策
 - ・ 県は、令和2年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施。

県のギャンブル等依存症対策に係る記載内容は、3月に報告した「実施方針（案）の骨子」から変更がなく、県が実施する施策及び措置に照らして齟齬のない内容である。

ウ 公安委員会の同意対象となる施策等

上記ア第6及び第8のうち、次の施策等については、公安委員会の同意対象となる。

- (ア) I R 区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等（「公安委員会が実施する施策及び措置」及び「安全管理施設の整備（警察施設）」）
- (イ) 公安委員会が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置
- (ウ) 公安委員会が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置

横浜特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案）

※ 抜粋版（県及び公安委員会の同意対象となる施策等）

第6 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

10 I R区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等

(1) 市等が実施する施策及び措置

（市等の取組内容であるため省略）

(2) 公安委員会が実施する施策及び措置

公安委員会が実施する施策及び措置は以下のとおりである。詳細については、募集要項等において示す。

ア 交通の安全と円滑の確保、道路の交通に起因する障害の防止

イ 交通安全教育活動の推進

ウ I R区域内及びその周辺の交通安全施設の整備

(3) 安全管理施設の整備

I R区域内及び周辺地域の安全・安心の確保のために、市等は、次に掲げる消防施設及び警察施設をI R予定区域内に整備する。なお、整備用地はI R区域から除外することを想定している。整備に係る用地の考え方等については、募集要項等において示す。

ア 消防施設

（市の取組内容であるため省略）

イ 警察施設

I R区域内及びその周辺における各種警察活動を行うための施設の整備

第8 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

1 基本的な考え方

横浜I Rの実現に当たって、市は、国が定めた「世界最高水準の規制」と言われるI R整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に推進する。

I R整備法においては、国及び関係地方公共団体の責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を講ずることが、位置付けられている。これらを踏まえ、市、国、県、公安委員会・県警、設置運営事業者、関係団体等、あらゆる関係者が強固に連携・協力し、I R関係法令その他関連法令等に基づき確実に各々の役割を果たす必要がある。

また、カジノに起因する治安や依存症等に対する市民の懸念や不安があることを十分踏まえ、誰もが安心して横浜I Rを訪れられるように、先進事例に学ぶとともに

に、横浜の実情を踏まえ、最適な対応策を検討・実施し、「安全・安心対策の横浜モデル」を関係者が一体となって構築する。

設置運営事業者は、自らの創意工夫とノウハウを最大限に生かして、市等が行う施策に協力すること。

2 ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症については、IR整備法、ギャンブル等依存症対策基本法や神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）などの関係法令等に基づくとともに横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）等を踏まえ、アルコールや薬物等他の依存症を含め総合的に依存症対策に取り組む。

(1) 依存症への総合的な取組

（市の取組内容であるため省略）

(2) 予防教育の実施

（市の取組内容であるため省略）

(3) 事業者や研究・専門機関との研究

（市の取組内容であるため省略）

(4) 調査による実態把握

（市の取組内容であるため省略）

※ 県は、令和2年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施。

3 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

IR区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえるとともに、国内外からの来訪者が数多くいることを鑑み、各関係者と適切に連携し、防犯体制の強化、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有及び連絡体制の確保、防犯訓練における協力体制の確保、暴力団等の排除のための連絡体制の確保、性風俗関連特殊営業の規制等に取り組み、犯罪の発生の予防、秩序の維持、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に万全を尽くす。

(1) 市が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置

（市の取組内容であるため省略）

(2) 公安委員会が実施する犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための施策及び措置

ア 県、市、設置運営事業者、周辺地域との情報共有及び連絡体制の確保

- イ 適切な防犯環境の整備に関する対策の推進
- ウ 自主警備に関する助言及び指導
- エ 発生した犯罪に対する迅速かつ的確な対応
- オ I R 区域及びその周辺地域における地域警察活動の推進
- カ 設置運営事業者へのサイバーセキュリティに関する助言及び指導
- キ 清浄な風俗環境保持のための対策の推進
- ク 暴力団等反社会的勢力に対する取締り及び排除対策の推進
- ケ マネー・ローンダリング対策等の推進
- コ 設置運営事業者への各種警備対策に関する助言及び指導
- サ 官民一体となったテロ対策の実施

4 青少年の健全育成

I R 区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえつつ、周辺地域の学生や住民向けの依存防止に係る啓発活動、I R 区域や周辺商業施設における青少年の保護育成等に適切に取り組み、青少年の健全育成に万全を尽くす。

(1) **市が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置**

(市の取組内容であるため省略)

(2) **公安委員会が実施する青少年の健全育成のための施策及び措置**

・青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を保護するための対策の推進